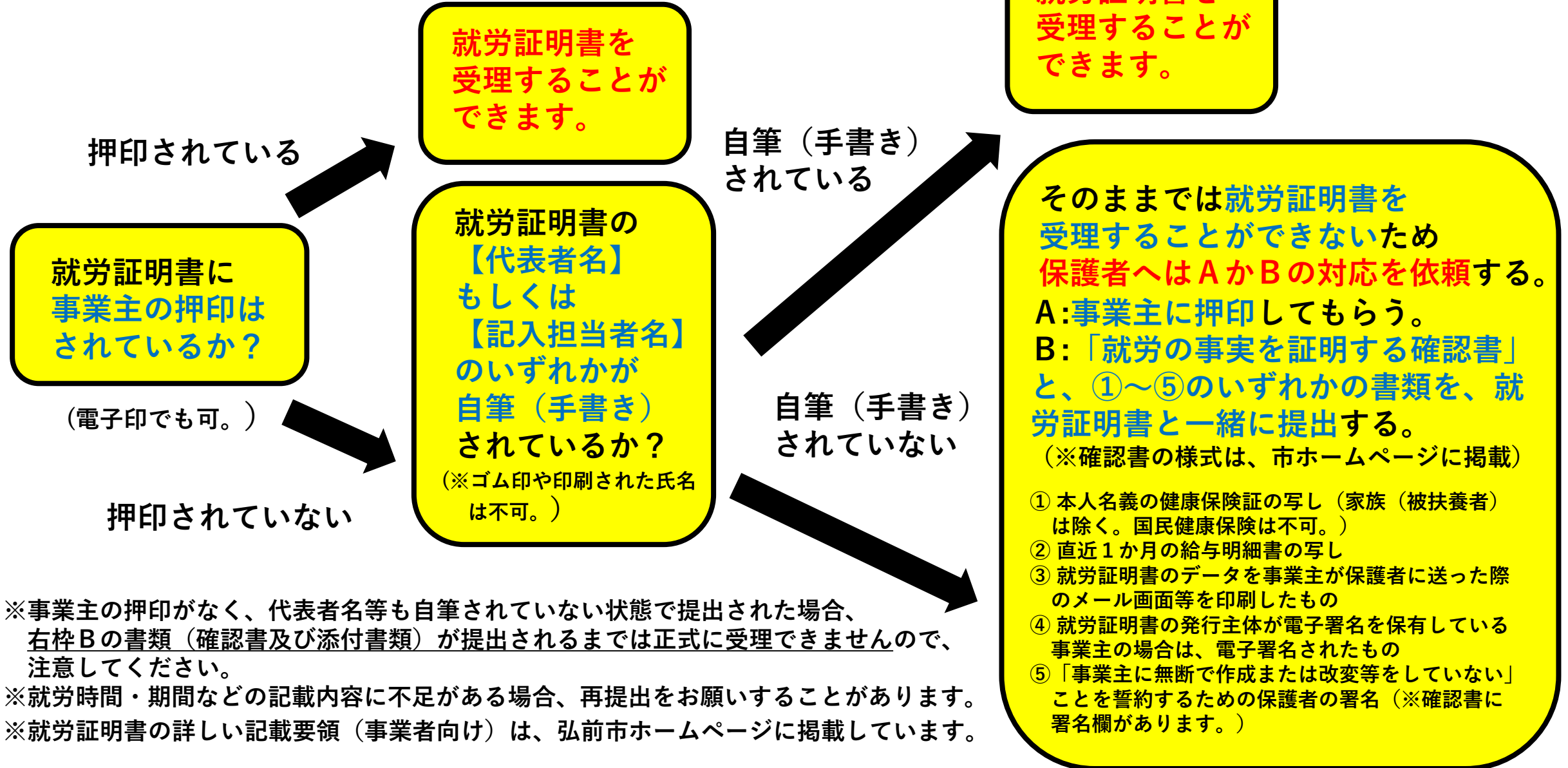


就労証明書の確認方法



※事業主の押印がなく、代表者名等も自筆されていない状態で提出された場合、
右枠Bの書類 (確認書及び添付書類) が提出されるまでは正式に受理できませんので、
注意してください。
※就労時間・期間などの記載内容に不足がある場合、再提出をお願いすることがあります。
※就労証明書の詳しい記載要領 (事業者向け) は、弘前市ホームページに掲載しています。